

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号）が令和7年11月12日に公布されたこと、及び消防庁次長から通知（令和7年11月12日付け消防予第444号）されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 従来の浴場等建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外のテントやバレルに放熱設備を設置する事例が全国で増加している。現行のサウナ設備は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっていることから、屋外のテントやバレルに設ける放熱設備で、定格出力6キロワット以下、かつ、薪又は電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として新設し、構造や安全装置に関する規定の整備を行うもの。
- (2) 住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記するもの。

3 他自治体の類似する政策等

他の自治体においても同様の条例改正が行われる見込みである。

4 組合市市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

- (1) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年総務省令第101号）
- (2) 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和7年消防庁告示第10号）
- (3) 火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付自消甲予発第73号）
- (4) 令和7年11月12日付消防予第444号消防庁次長通知

6 条例制定による予算措置
なし

7 添付資料
新旧対照表